



山形県公報

平成28年11月18日（金）
第2798号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課） ……1227
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ 同 ） ……1228
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………（ 同 ） …… 同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ 同 ） ……1229
- 同 ………………（ 同 ） …… 同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ） …… 同
- 救急病院等の告示……………（地域医療対策課） ……1230
- 土地改良区の役員の退任の届出……………（村山総合支庁農村計画課） …… 同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………（ 同 ） ……1231
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁建設総務課） …… 同
- 同 ………………（置賜総合支庁西置賜建設総務課） ……1232
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………（都市計画課） …… 同

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則……………1233

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 山形県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日等…………… 同
- 山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）における選挙人名簿登録の基準日等…………… 同

## 告 示

### 山形県告示第942号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                        | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日       |
|------------------------------------|------------------------------------|----------------|-------------|
| 株式会社ゼンシン<br>宮城県名取市高館吉田字前沖75<br>-18 | アバンツァーレスポーツやまがた<br>山形市馬見ケ崎一丁目7番23号 | 放課後等デイサー<br>ビス | 平成28. 9. 29 |

**山形県告示第943号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類 | 指定年月日       |
|------------------------|-------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社愛総合福祉              | 愛・訪問介護ステーション山形<br>山形市春日町5番15号 | 訪 問 介 護 | 平成28. 10. 1 |

**山形県告示第944号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                   | サービスの種類  | 指定年月日       |
|--------------------------|-------------------------------|----------|-------------|
| 株式会社愛総合福祉                | 愛・訪問介護ステーション山形<br>山形市春日町5番15号 | 介護予防訪問介護 | 平成28. 10. 1 |

**山形県告示第945号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名     | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------|------------------------------|---------|-------------|
| 有限会社ケアエンタープライ<br>スサポートオフィス | ハート訪問介護ステーション<br>山形市春日町5番15号 | 訪 問 介 護 | 平成28. 9. 30 |

**山形県告示第946号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名   | 事業所の名称及び所在地                  | サービスの種類  | 廃止年月日       |
|------------------------|------------------------------|----------|-------------|
| 有限会社ケアエンタープライズサポートオフィス | ハート訪問介護ステーション<br>山形市春日町5番15号 | 介護予防訪問介護 | 平成28. 9. 30 |

**山形県告示第947号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑4-31       | 多機能型事業所 なかやま虹の丘<br>東村山郡中山町大字岡230番地1 | 生 活 介 護     | 10名 | 平成28. 9. 27 |
| 社会福祉法人愛泉会<br>山形市美畑4-31       | 多機能型事業所 なかやま虹の丘<br>東村山郡中山町大字岡230番地1 | 就労継続支援B型    | 10名 | 同           |

**山形県告示第948号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                   | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|---------------------------------|-------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人手をつなぐ会<br>山形市城西町四丁目2番38号  | グループホームひまわり<br>山形市城西町四丁目2番38号 | 共 同 生 活 援 助 | 平成28. 9. 29 |
| 株式会社愛総合福祉<br>東京都品川区西五反田二丁目18番2号 | 愛・訪問介護ステーション山形<br>山形市春日町5番15号 | 居 宅 介 護     | 同 10. 1     |
| 株式会社愛総合福祉<br>東京都品川区西五反田二丁目18番2号 | 愛・訪問介護ステーション山形<br>山形市春日町5番15号 | 重 度 訪 問 介 護 | 同           |

**山形県告示第949号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地                     | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|--------------------------------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 有限会社ケアエンタープライズ<br>サポートオフィス<br>東京都品川区西五反田二丁目18番2号 | ハート訪問介護ステーション<br>山形市春日町5番15号 | 居宅介護        | 平成28. 9. 30 |
| 有限会社ケアエンタープライズ<br>サポートオフィス<br>東京都品川区西五反田二丁目18番2号 | ハート訪問介護ステーション<br>山形市春日町5番15号 | 重度訪問介護      | 同           |

## 山形県告示第950号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院である。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称     | 所 在 地          | 認 定 期 間                       |
|---------|----------------|-------------------------------|
| 山形徳洲会病院 | 山形市清住町二丁目3番51号 | 平成28年12月1日から<br>平成31年11月30日まで |

## 山形県告示第951号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所                     |
|----------|-----------|-------------------------|
| 理 事      | 加 藤 國 洋   | 尾花沢市中町4番3号              |
| 同        | 庄 司 喜 興 太 | 北村山郡大石田町大字大石田丙53番地      |
| 同        | 笹 原 哲     | 尾花沢市禁町一丁目2番27号          |
| 同        | 奥 山 良 春   | 同 大字寺内1056番地            |
| 同        | 鈴 木 文 雄   | 同 正殿510番地               |
| 同        | 尾 崎 智     | 同 鶴巻田554番地3             |
| 同        | 五 十 嵐 正 志 | 同 延沢1924番地1・1924番地2     |
| 同        | 大 類 清 一 郎 | 北村山郡大石田町大字大石田甲623番地第49号 |
| 同        | 長 瀬 義 吉   | 同 海谷803番地               |
| 監 事      | 片 倉 良 三   | 尾花沢市大字中島280番地4          |

|   |         |                   |
|---|---------|-------------------|
| 同 | 柏 倉 陽 悦 | 北村山郡大石田町大字豊田615番地 |
|---|---------|-------------------|

## 山形県告示第952号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、村山北部土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 理事及び監事の別 | 氏 名         | 住 所                 |
|----------|-------------|---------------------|
| 理 事      | 加 藤 國 洋     | 尾花沢市中町4番3号          |
| 同        | 庄 司 喜 興 太   | 北村山郡大石田町大字大石田丙53番地  |
| 同        | 笹 原 哲       | 尾花沢市桙町一丁目2番27号      |
| 同        | 奥 山 良 春     | 同 大字寺内1056番地        |
| 同        | 後 藤 一 彦     | 同 正巖519番地           |
| 同        | 尾 崎 一 成     | 同 鶴巻田439番地          |
| 同        | 石 川 富 士 太 郎 | 同 延沢2062番地1         |
| 同        | 今 田 榮 夫     | 北村山郡大石田町大字大石田甲452番地 |
| 同        | 永 登 登 一     | 同 駒籠125番地           |
| 監 事      | 星 川 敬 夫     | 尾花沢市大字押切241番地       |
| 同        | 村 岡 真 也     | 北村山郡大石田町大字鷹ノ巣字上北原6  |

## 山形県告示第953号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成28年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形天童線

## 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                          | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|----------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 天童市一日町二丁目4番1から<br>同 37番2まで |   | 旧    | 22.0メートル<br>）<br>8.0  | 388メートル |
| 同                          | 上 | 新    | 23.9メートル<br>）<br>16.5 | 同上      |

## 山形県告示第954号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜建設総務課において平成28年11月18日から同年12月1日まで縦覧に供する。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 道路の種類 県道
- 路線名 玉川沼沢線
- 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                             | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延長      |
|-------------------------------|---|------|-----------------------|---------|
| 西置賜郡小国町大字玉川字桐沢960番1から<br>同 まで |   | 旧    | 25.0メートル<br>）<br>14.5 | 171メートル |
| 同                             | 上 | 新    | 28.0メートル<br>）<br>14.5 | 同上      |

## 山形県告示第955号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき東根市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成28年11月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - 種類 東根都市計画公園
  - 名称 3・2・1号まなびあ公園
- 縦覧の場所
 

県土整備部都市計画課

## 公安委員会関係

### 規 則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 眞 一 郎

## 山形県公安委員会規則第7号

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部を改正する規則

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年8月県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

題名中「第4条」を「第4条第1項」に改める。

本則中「。以下「法」という。）第4条」を「）第4条第1項」に、「刑事部」を「刑事部、交通部」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年11月18日

山形県公安委員会

委員長 吉 田 眞 一 郎

#### 山形県公安委員会規則第8号

##### 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成28年法律第73号）第3条に規定する国外犯罪被害弔慰金等に関する事。

第39条の表警務課の項中「第14条第11号」を「第14条第12号」に、「第9号」を「第10号」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成28年11月30日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成29年1月22日執行予定の山形県知事選挙における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成28年11月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- 1 登録の基準日 平成29年1月4日。ただし、年齢については、同月22日
- 2 登 録 日 平成29年1月4日
- 3 縦 覧 期 間 平成29年1月5日

#### 山形県選挙管理委員会告示第66号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、平成29年1月22日執行予定の山形県議会議員補欠選挙（西村山郡選挙区）における選挙人名簿登録の基準日、登録日及び縦覧の期間を次のように定めた。

平成28年11月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

- 1 登録の基準日 平成29年1月12日。ただし、年齢については、同月22日
- 2 登 録 日 平成29年1月12日
- 3 縦 覧 期 間 平成29年1月13日

平成28年11月18日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成28年11月18日発行 発行人 山 形 県